

高島鞆之助Ⅲ

三 崎 一 明

1

明治2年(1869)11月17日にスエズ運河がフランスのレセップスの努力により開通している。これによりアフリカ南端の喜望峰を経由しないで短期間でヨーロッパとアジアを結ぶことが可能になる。また船も帆船から蒸気船の時代に変化する。これよりまえ同年5月10日にはセントラル・パシフィックとユニオン・パシフィックとがつながり、アメリカ大陸横断鉄道によって大西洋と太平洋とが結ばれることになる。すなわち、地球の北半球を1周するスピードが速くなった時期である。パナマ運河開通は大正3年(1914)5月15日まで待たねばならないが、それはすぐそこであることを予感させる時代である。その結果、これからしばらく南半球は忘れ去られ、あるいはその比重を低下させることになり、北半球中心の歴史が刻まれることになる。

産業革命(大量生産・大量消費時代の幕開け)の大きな柱は時間である。時間を分単位で管理すること、時間の節約(スピード)が重要視される。スピードというダイナミックなものを競ったからこそ、世界中を巻き込むような大きなエネルギーが発生したと考えられる。それは市場というメカニズムの拡大・整備を伴い多大な利益をえる機会を多くの人に提供することになる。その結果、世界中の人がスピード競争に熱狂するようになる。馬車の発達、汽車の発明、飛行機の発明、運河の開発、道路の整備、貨幣制度・銀行制度・郵便制度の確立等々、市場は拡大し、ますますスピ

ードが求められるようになる。

キーワードは「スピード」である。産業革命以降、この速度はますます加速化されることになる。

日本も明治5年（1872）9月12日には新橋・横浜間に鉄道を敷設する。それよりまえ明治3年（1870）1月26日には電信を東京・横浜間に開通させている。そして、明治14年（1881）11月に11日、日本鉄道会社が設立され、同年12月6日の臨時株主総会で吉井友実が社長となる。

このとき吉井は元老院議員・工部大輔であった（明治11年（1878）5月9日元老院議員就任、明治13年（1880）6月17日工部大輔就任）が¹⁾、明治天皇は吉井の退官を惜しみ、吉井の退官時期がずれ込む事態となる。明治15年（1882）1月によく吉井の退官が認められている²⁾。理由は簡単である。吉井は天皇親政を訴えた侍補グループのひとりでもあり、当時明治天皇が信認していた一人であり、身近においておきたかったということである。

明治はまさしく「スピード」をどのように日本に取り入れるのかを摸索した時代となる。そして同時に日本は諸外国を意識した「国防」を真剣に模索する時代でもある。高島鞆之助が生きた時代のキーワードである「スピード」競争は平成のいまもつづいている。

ここで吉井友実の経歴にふれておく³⁾。吉井は文政11年（1828）2月26日に鹿児島高麗町に生まれ、明治24年（1891）4月22日になくなっている。吉井の家系は友実以前のことにあまりわかっていない。友実の父は喜左衛門友昌で、友実はその長男である。また友実の妻は名保子といい、嘉永2年（1849）12月1日に生まれている。友実は旧名を仁左衛門、中介（あるいは中助）と称し、安政3年（1856）には大阪の薩摩藩邸で勤

1) 『樞密院高等官履歴』第一巻、pp 20-21.

2) 宮内庁（1971）第五、p.429.

3) 日本史籍協会編（1973）1, pp.440-444.

務し、大久保要、梁川星巖、頼三樹三郎、大楽源太郎等と交流している。吉田松陰、頼三樹三郎等が刑死し、徳川斉昭が永蟄居となる安政の大獄に対し、安政6年（1859）、水戸・薩摩藩有志で幕府を弾劾するため脱藩して、関白九条尚忠と所司代酒井忠義ただあきを斃すことを決める。そのときの薩摩藩有志の集まりが精忠組であり、吉井友実ともみは精忠組の一人である。高島が精忠組に与していたかどうかについては明確ではないが、精忠組に極めて近いところにいたとおもわれる。脱藩の覚悟を決めた吉井は父親に遺書を残している⁴⁾。

私事今度士臣の分を不盡候而不叶儀有之、御暇乞をも不申上、京師に出張仕申候。生きては再可帰儀に無御座候間、御杯共頂戴仕、趣意をも得と申上、出足仕筈御座候得共、同盟四拾余人、堅申合候儀御座候間、不本意千番御座候得共、態と不奉告、為御知申上候はゞ、却而御喜び御勤め可被下奉存候得共、何分前文申合候儀御座候故、無是非次第御座候。尤も趣意之儀者御家老座え向け、一封差出置申候間、自ら御聞及可有之奉存候。只此節に至り難忍者、御老親之御行末如何と、是而已氣懸り御座候得共、古より大義之為に父母妻子をも不顧、身命を捨候儀、士たる者之職分に而、素より甘心可仕儀に御座候間、何卒宜御推計被下候而、折角無御障御渡り被下度奉合掌候。妻子之儀者別段可申上置所存も無御座候間、平次郎様、藤左衛門杯被仰談、何分宜御願申上候

母上様御遺言之旨も被為在候間、御一生者成丈御不自由無之様不仕候而不叶儀と兼々承、用意致居申候間、少者安心仕居申事に御座候。私儀者天朝之御為、且御国家之御為、順聖公之御遺志に従い、随分働申候間、戦死仕可申。誠以武士之冥加無此上、色々申上度儀山海座候得

4) 鹿兒島県編（1979）第三巻，pp.285-286.

共、只至要之事迄

申上置度、如此御座候 恐惶謹言

九月

吉井仁左衛門

父上様

この脱藩突出計画は藩主島津茂久の知るところとなり、茂久は島津久光と相談のうえ、11月5日「精忠士面々」に宛てた藩主の諭書を谷村昌武に託して、大久保利通、大山綱良に届けている⁵⁾。

方今世上一統動揺不容易時節にて万一事変到来之節は順聖公様御深意を貫き、以国家可抽忠勤心得に候、各有志之面々深く相心得、国家の柱石に相立、我等の不肖を輔、不汚国名誠忠を盡呉様偏に頼存候 仍而如件

安政六年己未十一月五日

茂 久 (花押)

精忠士面々へ

その結果、精忠組の脱藩突出計画は中止となり、その後、精忠組の一部のメンバーは重用される。文久2年(1862)、吉井は徒目付となる。元治元年(1864)1月26日、京都にいた島津久光の命を受けて、吉井は西郷従道とともに鹿児島に帰り、藩主茂久に久光の意向を伝える。久光に従って茂久は西郷隆盛を赦免する。これによって、吉井は西郷従道とともに沖永良部島に配流されていた西郷隆盛を迎えにいき、さらに西郷隆盛の意向に従って、喜界島に配流されていた村田新八をも連れて帰っている⁶⁾。

明治元年(1868)2月20日に徴士参与職軍防事務局判事に任命され、大村益次郎とともに軍制基本取調べを命じられている。このとき名は吉井

5) 同書, pp.288-289.

6) 同書, p.378.

幸輔である。明治元年（1868）6月23日柏崎に出張し、官軍の長岡本営に詰め、事実上の参謀の役についている⁷⁾。当時高島が出軍していたところで、高島の上司である。

明治2年（1869）5月22日に弾正大忠となる。弾正台の上席である尹と弼が任命されず空席だったので、大忠が事実上の最高位である。このときも幸輔である。

吉井は明治2年（1869）、徳春と改名しているが、月日はわからない。同年8月25日弾正少弼になり、明治3年（1870）、大村益次郎暗殺犯処刑中止事件の関係者として謹慎の身（3月28日から4月18日まで）となる。同年4月18日民部少輔兼大蔵少輔となる。名を友実とするのは明治4年（1871）頃である。改名は同年7月7日に宮内大丞になったことと関係するのかもしれない。同年11月7日に宮内少輔となり、明治10年（1877）8月29日、一等待輔となる。こののち元田永孚、佐々木高行、建野郷三等とともに天皇親政実現のために奔走する。明治17年（1884）7月8日宮内大輔となり、同月17日伯爵を授爵される。明治19年（1886）2月5日宮内次官となる。明治22年（1889）12月勲一等、明治24年（1891）4月正二位を授けられている⁸⁾。

明治2年（1869）6月2日、吉井は戊辰戦争の軍功により賞典祿（永世祿）1,000石を授与されている。これに対して高島の賞典祿は8石である。明治4年（1871）7月28日、高島は正六位に授せられ侍従になる⁹⁾。高島の侍従就任は、おそらく吉井の推薦により大久保利通が承諾して、それを西郷隆盛が了承したという経緯だったと推測される。その後、高島と吉井の関係みると、明治天皇に対する立ち位置はことなる（高島は立憲君主派

7) 同書, p.486.

8) 霞会館華族家系大成編輯委員会編(1996)下, p.823. 杉本編(1893)下, pp.73-75. 大植編著(1971) p.325. 『枢密院高等官履歴』第一巻, pp.15-26. 我部・広瀬編(1995) pp.226-231. 宮内庁編(1969)第二, p.127.

9) 高島の侍従任用を『太政官日誌』は記載していない。

に与しているのに対して、吉井は天皇親政派の重鎮である)が、こどもを通じて関係を深めている。

吉井の長男は幸蔵、三男が友武である。友武は高島の養子となり、高島の長女多嘉と結婚する。また吉井の長女澤子は大山巖と結婚している。高島友武・多嘉夫妻に子がいないため(幸蔵の長男は歌人の吉井勇、三男が友春である)友春を友武と多嘉の養子とし、高島の娘愛子と徳永重康の間に生まれた初子(長女)と結婚させる。のちに友春と初子は離婚している¹⁰⁾。

話しは高島にもどる。明治13年(1880)3月29日、高島はドイツ・フランスの海外出張から帰国する。高島がヨーロッパで何をみてきたのか、何を感じてきたのか、何をしてきたのか残されたものがないのでわからない。しかしながら、高島はドイツ語をはじめ外国語ができないで困った経験をしたことは、樺山資英(高島の娘球磨子の夫)のはなしでわかっている¹¹⁾。

外国語は頓と知らなかった、外遊中独逸では、ウイヘルム陛下の観兵式へ列し、各国の将官を招き、宮城に晩餐会を催され、高島も列席したが、皇帝の右側にモルトケ将軍が座し、大層高位の席を与えられ、盛花の大花瓶を前にして、モルトケ将軍に対視し、モルトケ将軍は、食事中度々自分に眸を向け、談話せんとの様子であるから、自分は言語不通故、其正視を避けんが為に花瓶を楯に視線を反らす事につとめたり、実に窮屈千万閉口せりと述懐された。又皇后陛下に立礼拝謁あり、陛下は高島の前に御立止りになり、何事か御挨拶あり、自分は目礼低頭するするばかりであったが、二三度御言葉を繰返されたる様覚ゆ、後にきけば最初陛下は独逸語で仰せられ、次いで仏語、英語

10) 霞会館華族家系大成編輯委員会編(1996)下、p.14, p.823.

11) 樺山資英伝刊行会編(1942) p.267.

で仰せられたが、三国語共に高島子爵に通ずることが出来なかったが、日本語で話し能わなかった事を遺憾とするとの挨拶であった。

高島がモルトケの視線を避けるために、花瓶を利用したというのは、なかなかユーモラスな情景である。皇后の外国語の嵐が一刻も早く頭上を過ぎ去ることを念じて、ひたすら辞を低くしている高島の姿も想像するとまたユーモラスである。

帰国後の高島の動静である。同年4月29日、陸軍教導団長を辞めて、曾我祐準少将のあと熊本鎮台司令官になる。明治14年(1881)2月7日までこの職にとどまることになる。曾我はこのあと大阪鎮台司令官となる。

ところで、高島は熊本鎮台「司令官」なのかそれとも鎮台「司令長官」なのか。結論は鎮台「司令官」である。明治5年(1872)1月10日に制定された東京鎮台条例第一条では、鎮台の長を「帥」と呼称している。また第八、九条では隊(連隊)の長を「司令長官」と呼称している¹²⁾。明治6年(1873)7月19日太政官布告第255号により改定された鎮台条例では鎮台の長を「鎮台将官」と呼称している。ただし近衛は司令長官を使用している¹³⁾。この鎮台条例は明治12年(1879)9月15日太政官布告第三十六号によって廃止となる。同日太政官達第三十三号によって、あらたに鎮台条例が定められ、その条文では「司令官」となっている¹⁴⁾。どちらの条例にも鎮台「司令長官」の文言はない。

しかしながら明治11年(1878)12月13日太政官第五十二号達、監軍本部条例では、鎮台「司令長官」となっている¹⁵⁾。したがって、明治12

12) 内閣官報局編(1994)第五-2, p.775, p.777.

13) 内閣官報局編(1988)第六卷-1, p.365, p.369.

14) 内閣官報局編(1994)第十二-1, pp.260-261.

15) 内閣官報局編(1994)第十一卷, p.525.

年（1879）9月までの一定期間は、鎮台「司令長官」という呼称であった。

『明治史料頭要職務補任録』には、明治12年（1879）9月25日、鎮台司令長官を鎮台司令官と改称するとある¹⁶⁾。いずれにしても、各鎮台の長は明治12年（1879）9月15日あるいは25日から「司令官」と呼称されるようになったことはまちがいない。

熊本鎮台司令官高島は、明治13年（1880）5月17日、フランス共和国政府よりコンマンドール・ド・ラ・レシオン・ドノール勲章を受領する¹⁷⁾。

レジオン・ドヌール勲章は、1802年5月19日、ナポレオンによって創設され、グランクロワ、グラントフィシェ、コマンドール、オフィシェ、シュバリエの5階級がある。勲章創設の意図をナポレオンはつぎのように述べている¹⁸⁾。

古代の共和国であれ近代の共和国であれ、栄典のなかった国があったら挙げていただきたい。それはおしゃぶりと呼ばれるものです。ところで、こうしたおしゃぶりによってこそ、人間は引っ張ってゆかれるのであります。一般人相手の演壇に立ったら私はこんなことはいわないでしょう。しかし賢者や政治家の会議の席上では、あけすけにいわなければなりません。私はフランス国民が自由と平等とを愛しているとは思いません。フランス人は革命の十年によっても変わっていません。彼らは祖先のゴール人がそうであったように、誇り高く軽佻であります。彼らはただ一つの感情しか持っていません。すなわち名誉

16) 日本史籍協会編（1981）p.429.

17) 『枢密院高等官履歴』第三巻，p.145では「コマンドールドラレジオンドノール」と記載されている。

18) オクターブ・オリブ編（1983）pp.96-97.

の感情です。ですからこの感情に糧^{かて}を与えなければなりません。彼らには栄典が必要なのです。(略)

ヴォルテールは兵隊を《日給五スーのアレクサンドロス》と呼びました。ヴォルテールの言葉はもっともでした。兵隊とはそんなものにはほかならないのです。諸君は分析によって人間を戦わせることができるとでもお考えでしょう？決してできません。分析などというものは研究室の科学者にとってしか役立たないものなのです。兵隊には栄光と、栄典と、報酬とが必要なのです。共和国の軍隊が偉大なことをして来たのは、それが無頼の徒からではなく農民の子弟やその妻たちから成っていたからでもあります。また名誉の感情によってでもあります。ルイ十四世の軍隊が偉大なことをしたのもやはり同じ原理からでありました。

日本では、明治8年(1875)4月10日に太政官布告第五十四号として、「賞牌」,「従軍牌」,および「賞牌従軍牌佩用式」が制定され、公布されている¹⁹⁾。その趣意をつぎのように述べている。

朕惟うに凡そ国家に功を立て積を顕す者宜く之を褒賞し以て之に酬ゆべし 仍て勲等賞牌の典を定め人々をして寵異表彰する所あるを知らしめんとす汝有司其斯旨を体せよ

明治八年二月

勲等についてつぎのように明確に説明している。

勲等は勲績及功労ある者を賞する為めに設くる所の階級にして位階と

19) 内閣官報局(1975)第八巻-1, pp.72-80.

異なる故に各種の賞牌を佩用せしむ

勲等は勲一等から勲八等まで八級に分類され、勲等に応じてそれぞれの賞牌および佩用方法が定められている。勲一等の牌は金日章（直径2寸5分）、紐は金五七桐、環は金円形、綬は幅四寸の紅白織である。

翌明治9年（1876）11月15日、太政官布告第百四十一号によって、賞牌は「勲章」に、従軍牌は従軍「記章」と改称される²⁰。これらの言葉が、もともと存在した言葉かどうかかわからない。明治22年（1889）に刊行された大槻文彦の『言海』に、「賞牌」は記載されているが、「勲章」の記載はない²¹。

功を賞めたる標として与ふるもの、多くは金銀銅などの円く扁きものに、其事柄をしるしづく。

迂闊なことはいえないが、「勲章」はいまだ人口に膾炙したことばではなかったとおもわれる。翻訳語としてあたらしく考えた言葉なら、勲章と記章、実にうまい言葉を考えたものである。翻訳という作業、さらには日本語には存在しない外国語に新しい日本語を創造する場合、大変な作業であることは、杉田玄白の『蘭学事始』をみても理解できる。また、言葉を創造することがいかに困難な仕事であるのかは、井上ひさしが『国語元年』でユーモアに溢れて表現しているところでもある²²。

陸軍省においても、「師団」、「旅団」等の日本語を考えている。勲章、記章があたらしく創られた日本語であったとしても、なかったとしてもい

20) 内閣官報局編（1975）第九卷-1, p.174.

21) 大槻（2004）p. [630].

22) 井上ひさしの『花石物語』p.11に、「旧子爵家の邸」を購入した話が出てくる。この邸はおそらく高島の家である。

ずれにしても、明治時代は各部署の多くの人がその作業に参加したということであり、各部署の人がそれに対応できる教養をもっていた証拠でもある。いまは外国語を日本語のおきかえる時間が十分にないため、簡便に表音表記のカタカナに置き換えている。それだけ変化のスピードが速くなっているということである。

明治8年(1875)7月10日には「賞牌」,「従軍牌」に連動して、太政官達第121号で篤行奇特者に対する賞与規則が定められる²³⁾。明治14年(1881)12月7日、「褒章条例」が公布され、褒状と紅綬・緑綬・藍綬褒章が授与されることになる。紅綬は人命救助、緑綬は親孝行等の徳行、藍綬は堤防構築・学校設立等の公益に資する行いに対して授与される²⁴⁾。

そして、明治16年(1883)1月4日、「文武官の勲勞ある者を叙し及び進級せしむる」ために「叙勲条例」を定め²⁵⁾、勤勞年数・進級・勲等とを連繫させている。勲章授与式を「毎年四月十一月の二回に執行す」と規定している²⁶⁾。

さらに参戦者だけが授与される従軍記章に加えて、武功拔群の者に与えられる金鷄勲章(功一級から功七級までである)が明治23年(1890)2月11日に定められる。そのときの勅書である²⁷⁾。

朕惟みるに神武天皇皇業を恢弘し継承して朕に及へり今や夙かに登極
紀元を算すれば二千五百五十年に達せり朕此期に際し

天皇戡定の故事に徴し金鷄勲章を創設し将来武功拔群の者に授与し永
く天皇の威烈を光にし以て其忠勇を奨励せんとなす汝衆庶此旨を体せよ

23) 内閣官報局編(1975)第十卷, pp.656-658.

24) 内閣官報局編(1976)第十四卷, pp.42-44.

25) 内閣官報局編(1976)第十六卷-1, p.176.

26) 同書, p.177.

27) 内閣官報局編(1978)第二十三卷-1, p.1. 内閣官報局編(1978)第二十三卷-2, pp.14-21.

明治二十三年二月十一日

国内が治まり専守防衛体制である鎮台編成から対外派兵を念頭に置いた師団編成に方針が決まり、大阪鎮台は明治21年（1888）年5月14日、第四師団となる。また、明治22年（1889）3月9日には参謀本部条例・海軍参謀部条例を公布し、軍令関係を整備している。明治8年（1875）の従軍牌に遅れること14年にして、「武功」による勲章制度も制定される。明治8年（1875）には対外戦争を想定していなかったのが、明治23年（1890）には明確に意識するようになったため、ナポレオンのいう「おしゃぶり」は「武功」にも必要になったということである。

最初の金鷄勲章受章者は有栖川宮熾仁親王、小松宮彰仁親王、内閣総理大臣山県有朋である²⁸⁾。

話を高島に戻す。明治13年（1880）6月3日、高島が中井弘にリードにあってきたとはなしている²⁹⁾。イギリスの下院議員リードは昨年（明治12年）日本を訪れたとき川村純義海軍卿の家に泊っている。そのときの思い出話のなかで、リードは川村海軍卿の月給が500円とは安すぎるといっていたと、高島が中井に話したとのことである。

下院議員リードは、元イギリス海軍造船長官エドワード・ジェームス・リードのことである。扶桑、比叡、金剛の3艦製造をエーリス社（イギリス）に発注したときに、リードは設計、監督、回航までを担当し、これに尽力した。この建造費は311万5千余円、ちなみに明治10年度（1877）の海軍予算は316万余円であった³⁰⁾。観光旅行でリード親子が、明治12年（1879）1月16日に来日したとき、明治天皇はリードを謁見している。またリードが滞在中は、海軍省が接待の役にあっている。おそらく、リ

28) 秦編（1991）p.686.

29) 東京大学史料編纂所（1977）p.137. 原文では、「リード」となっている。

30) 海軍歴史保存会編（1995）p.238.

ードが川村純義宅に泊まったのはこのときであろう。リード親子が帰国するさいに、同年4月9日、ふたたび明治天皇は親子を引見している。日本政府がリードをこのように丁重にもてなしているのは、イギリスとのあらたな外交ルートを構築しようとしたためである。当時イギリス公使パークスは不平等条約改正の障害となっていた。これに対抗する勢力をイギリスに築こうとする方策のひとつである³¹⁾。リードが来日したのは、高島が離日する前であるので、高島とリードとは日本で面識があったのかもしれない。高島がリードにあったということは、高島はフランス・ドイツ留学中にイギリスをも訪れた可能性があるということである。

ところで、明治天皇は川村純義による来日中のリード接待方法についてなにか不満があったようであるが、何に対する不満なのかはわからない。

明治14年(1881)、侍従荻昌吉が聞いたという明治天皇の人物評価である。黒田清隆は「大臣を強要して我が事を行わんとする傾あり、韓信・彭越の徒に比すべきか」、西郷従道は「常に酒気を帯びて其の言う所要領を得難し」、川村純義については「往年来朝せし英吉利国下院議員リードに対する接遇は、朕の意に叶わざるものあり、又自己の言行われざる時は病と称して出仕せざるは、黒田の常にして、西郷・川村亦漫りに之れに倣いて俱に朝せざるの状あり、是れ解し難き事なり」、また大木喬任は「木偶に等し」という評価である³²⁾。これが明治天皇の本心であるが、当時これをただすだけの力が明治天皇にはなかったということでもある。

このように彼らが自由に振舞う状況を生み出したおおきな要因のひとつは、明治6年(1876)の西郷隆盛の下野である。明治天皇の要請を聞かずに、勝手に西郷はじめ衛兵たちは鹿児島にはしっている。「東京城」はそういう環境のもとで生まれたものといえる。

「江戸城」を皇居と定め、「東京城」と改称するのが明治元年(1868)10

31) 宮内庁(1970)第四, pp.596-597.

32) 宮内庁(1969)第二, p.89.

月13日³³⁾、東京城を「皇城」と改称するのが明治2年(1869)である。ところが、何月何日に「皇城」と改称したのかわからない。『明治天皇紀』をみると、明治2年(1869)3月28日に「東京城に著御」³⁴⁾との記述があり、同年4月2日付の行政官の通達はつぎのようにになっている³⁵⁾。

去月廿八日巳刻東京城へ 御機嫌克御着輦被遊候右に付在職在邑の諸
侯は名代重臣を以明三日禁中 大宮御所 中宮御所へ恐悦可申上事

4月2日に東京城と記載しているのは、3月28日の時点では「東京城」だったということで「東京城」と記載しているのであろう。おそらく京都への配慮が存在したとおもわれる。この時点で「皇城」という呼称が確定していたのかどうかはわからない。

つぎに「皇城を守衛」³⁶⁾と記述されるのが同年4月14日である。したがって、「皇城」と称するのは、明治天皇が東京に到着した3月28日以降、4月14日以前ということになる。

「皇城」と改称する月日が『明治天皇紀』に記載されていないということは、明文化されたものが残されていないということになる。「東京城」と改称する期日は明確にわかっているにもかかわらず、「皇城」と改称する期日が明確でないのは、さきに述べたように、この時期京都に対する配慮があったためと推測される。

「宮城」と称するのは、明治21年(1888)10月27日である。昭和23年(1948)7月1日、宮城の名称は廃止され、これ以後「皇居」と称される。

33) 宮内庁(1968)第一, p.865.

34) 宮内庁(1971)第五, p.558.

35) 内閣官報局(1974)第二巻, p.138.

36) 同上, p.99.

大阪偕行社附属小学校は明治21年(1888)4月に開校し、昭和16年(1941)に「大阪偕行社学院」と改称し、昭和21年(1946)2月以降、校名を複数回変更したのち、昭和26年(1951)4月に「学校法人追手門学院」と定まっている。「学校法人追手門学院」という呼称は、いくたかの変遷をたどったのちに定着したものである。

2

明治13年(1880)7月22日午後2時半、高島の妹(登女子)の夫である野津道貫、その兄野津鎮雄中將が肺病のためなくなる。湯治のため伊香保温泉にむかう途中、桶川でなくなっている。享年満44歳である³⁷⁾。鎮雄の住所は四谷門内とあるので、紀尾井町あたりに住んでいたとおもわれる³⁸⁾。

明治天皇が野津鎮雄に与えた誄辞である³⁹⁾。

故陸軍中將従四位勲二等 野津鎮雄

夙に王事に勤め力を復古に致し久く閩戰を奉じ心を軍制に尽す乱を佐賀に平げ賊を鹿兒島に殄す何ぞ吾国の良將のみならんや実に朕の忠臣と為す茲に溘亡を聞き痛悼に堪えず仍て正三位を贈り併て金幣を賜う
金幣二千五百円

野津鎮雄の経歴を簡単に記しておく。野津鎮雄は天保6年(1835)9月5日に鹿兒島城下高麗町で鎮圭(柴助)の次男として生まれる。父鎮圭は弘化3年(1846)2月14日に、母美世は嘉永4年(1851)7月4日になく

37) 佐橋(1880) p.9.

38) 松本(1893) p.45.

39) 近代史料研究会編(1969) p.125.

なっている。野津兄弟は父母をはやくになくしている。父は鎮雄が満 10 歳のときになくなり、母は鎮雄が満 15 歳のときになくなっている。父鎮雄は寛政 8 年（1796）生まれなので、当時としては早世ということではない。母美世の誕生日はわからない。こののち、野津兄弟は叔父折田氏に育てられるとある⁴⁰。鎮雄の兄、折田三之丞は鎮雄の生まれるまえ天保 5 年（1834）10 月 20 日に亡くなっている⁴¹。おそらく、亡くなった兄の養子先がこの叔父とおもわれる。

鎮雄は慶応 3 年（1867）に藩兵五番隊監軍、同年 11 月には五番隊小隊長となり、戊辰戦争ののち、鹿児島藩の藩制改革を訴える下士族の中心人物となる。戊辰戦争を戦った大多数の者は小姓與である。かれらは士族のなかでも下級に属する階層であった。戊辰戦争での功績を背景にして、鎮雄、川村純義、伊集院兼寛等は、門閥制度を廃し、人材を身分に関係なく登用することを島津久光に要求し、さらに出軍に反対した家老島津久治を詰問し辞職させている。このとき奈良原繁、伊地知貞馨等も免職となっている⁴²。

これについて、つぎのようなことが語られている。宮之城領主島津久治は、当時倒幕に反対しただけではなく、藩論を幕府側にまとめたら久治を薩摩藩主にするという默契が幕府と交わされており、そのために暗躍したのが奈良原繁であるという風聞である。事実のほどはわからないが、久治は病氣と称して、戊辰戦争に私領四番隊（宮之城）をすぐに出軍させなかったようである。このため、私領四番隊（宮之城）に属していた岩川隊は私領四番隊（宮之城）から独立して、私領五番隊（岩川）として明治元年（1868）6 月に単独出兵している⁴³。私領四番隊（宮之城）が出軍するのは

40) 霞会館華族家系大成編輯委員会編（1996）下巻，pp.344-345。大植編著（1971）p.142。松本著（1893）p.43。

41) 大植編著（1971）p.142。

42) 鹿児島県編（1979）第三巻，pp.522-527。

43) 丸山（1932）p.62, p.68。

明治元年（1868）8月である⁴⁴⁾。その報告である⁴⁵⁾。

私領四番隊

右は越後路より米沢口先鋒被仰付若松え打入青木村諸所にて致進撃候
得共別段抽衆勝劣功業申上程之者無御座此段御届申上候以上

監軍

辰十一月廿五日

鎌田金之進

北郷七次郎

会津若松まで出兵したけれど、戦闘らしき戦闘はしていない、戦闘がお
わったあとにいったという報告である。

島津久治は久光の次男として、天保12年（1841）閏1月26日に生まれ、
明治5年（1872）1月4日になくなっている⁴⁶⁾。

明治2年（1869）1月、鹿児島藩の兵制改革により鎮雄、桐野利秋、篠
原国幹、川村純義、種子田政明、樺山資紀の6人が大隊長になる⁴⁷⁾。明治
4年（1871）7月、鎮雄は軍楽隊の創設に寄与し陸軍大佐⁴⁸⁾、明治5年
（1872）9月には陸軍少将となる。明治7年（1874）2月佐賀の乱に出征し
た後、熊本鎮台司令長官、明治9年（1876）東京鎮台司令長官、西南戦争
を経て、明治11年（1878）11月2日陸軍中将となり、中部監軍部長とな
る⁴⁹⁾。のち高島は鎮雄とおなじような経歴をたどることになる。

44) 鹿児島県編（1979）第三巻，p.495.

45) 日本史籍協会編（1972）p.250.

46) 霞会館華族家系大成編輯委員会編（1996）上巻，p.747.

47) 同上，p.573.

48) 大阪偕行社附属小学校の明治21年の開校式には軍楽隊が演奏し、卒業式で
も軍楽隊が演奏する習わしであったようである。三崎（2007）p.72，三崎
（2011）p.70。その軍楽隊の創設に鎮雄が寄与していたということである。

49) 大植編著（1971）p.142.

鎮雄の妻は国子といい、天保9年（1838）3月20日に生まれ、大正7年（1918）8月16日に満80歳でなくなっている。その1年後に登女子は、満67歳でなくなっている⁵⁰⁾。鎮雄・国子夫妻の子、志和は慶応2年（1866）8月4日になくなり⁵¹⁾、夫妻に子供はいない。

そのため道貫は鎮雄の願いにより鎮雄の養子となり、義母国子につくすことになる。道貫と鎮雄未亡人・義母国子とのエピソードである⁵²⁾。

野津国子は陸軍中将野津道貫の母なり、東京の芝公園に住す、是れより先き、道貫命を第五師団長に拝し、任に広島に赴くや、国子留りて行かず、後毎年面接すること一回を以て例とす、会々日清事有り、道貫命を奉じて遠征の途に上る、時に国子病に臥し、遂に遭うことを得ずして別る、下野新聞社に周籐千代寿なる者あり、嘗て道貫と相知る、千代寿戦況通信の用務を帯び、將に戦地に赴んとするや、親しく国子の病状を問い、往きて道貫に告げ、聊か其の意を慰めんと欲し、一日其の邸を訪う、国子大に喜び、且つ之に謂て曰く、児道貫の出征するに当りては、妾が病甚だ軽からざりし、然れども今や全く回復せり、足下渡韓の後、若し道貫に遭うことあらば、請う一意国家の為めに力を尽し、決して老母と家事とに介意すること勿れと伝えよと、復た一言の他事に及ぶものなし

これによると、日清戦争頃、国子は芝公園に住んでいる。野津鎮雄がなくなったときには四谷門内に住んでいたので、鎮雄の死後、移転したようである⁵³⁾。こののち国子はさらに移転することになる。野津道貫は明治29

50) 霞会館華族家系大成編輯委員会編（1996）下、p.344。杉本編（1893）pp.258-259。『三方限名士略傳』pp.25-26。

51) 大植編著（1971）p.142。

52) 河村・跡部（1894）pp.20-21。

53) 大植編著（1971）p.142。

年（1896）に麴町下二番町の邸宅を売り、赤坂区台町一番地を購入している。このとき道貫は巖雄未亡人かつ義母国子にその一角を与えている⁵⁴⁾。
道貫と実母美世とのエピソードである⁵⁵⁾。

野津道貫，幼にして其家貧，日々粥を啜って飢を凌ぐ，友人来りて道貫学校に誘う，道貫曰く『且く俟て，今粥を食って行くから』と，母之を聞き叱して曰く『何ぞ飯を食うと云わざる』と，翌日例の如く友人来りて道貫を誘う，道貫曰く『俟て，今粥の飯を食って行くから』と，母傍に在り之を聞て苦笑す。

当時の下級武士の朝食には雑穀入りのご飯か粥が多くの場合だされたとおもわれる。武士の食生活についてつぎのような記述がある。「とくに食生活も，全部米ということはなく米七分・麦三分の麦飯を食べるのがふうであった。大名らもその食生活では，格式を重んじたが内容は簡素であった。決して，奢ったものではなかったのである。武士とても，白米をむぎむぎと食べるようなことはしなかった」⁵⁶⁾とある。したがって粥を食べているから貧乏ということはない。問題は，白米がそれとも雑穀が混入しているのか，そして食べ盛りの子供（このエピソードは道貫が10歳以下のとき）にとってどれだけの量を食べられるのか，ということにあると思われる。おそらく雑穀が混入した，量も十分でない朝食であったと思われる。ここで粥を食べたとあるのは，おそらく明治末期にはすでに粥を食べることが貧乏であるという共通認識があったとおもわれる（高島にも家が貧乏で粥食であったとの記述がある⁵⁷⁾）。十分に食べられなかったことが，

54) 荒木編（1937）下，pp.487-488.

55) 渡辺編（1909）p.108.

56) 土肥（1981）p.16.

57) 樺山資英伝刊行会編（1942）p.258. 「一家は粥食で暮らした程貧であった」.

野津兄弟と同じ方限（高麗町）に住む奈良原繁とのエピソードとして伝えられていることにつながる⁵⁸⁾。

少壮の時、嘗て兄と共に奈良原繁の家に寄食す。会ま歳暮に際し、戸々餅を搗く。奈良原氏の家も亦将に人を雇うて搗かしめんとす。野津兄弟曰く「請う僕等二人其勞を取らん。敢て他人を雇うを要せず」と。終日大杵を揮いて数苞の餅を搗く。而して其終るに至るまで、嘗て其味を試みず。家人皆其勇氣ありて、且謹直なるを感ず。已ににして搗き了り、臼杵を洗い膳に就くや、餅を食うと馬の如く。二人にして数人の量に当る。家主繁之を熟視して曰く「此子軍人と為らば、必ず三軍に将たるに恥じず」と。

この文章では野津兄弟は、餅つきをして、餅を沢山食べたということしかわからない。文中の「勇氣」とどのように関係するのかわからない。後年発行された『人物の食客時代』によると⁵⁹⁾、野津兄弟は餅つきをするかわりに、好きなだけ餅を食わしてくれるとの約束で餅つきをしたとのことである。ふんどし一つで、たちまち五六苞（苞はわら、むしろで方形に作った袋で、穀物・塩・肥料等を容れる）⁶⁰⁾を搗きあげ、奈良原が二人の体力におどろいたということである。さらに餅を三四人前の分量を食べ、なお食いたりぬ顔をしていたのに奈良原が二度驚いたという話である。

奈良原繁は天保5年（1834）5月23日に鹿児島高麗町に生まれている。寺田屋事件のときの打ち手（鎮撫使）9人のうちのひとりで、寺田屋の2階にいた西郷従道等を素手で説得し、無駄な殺し合いをやめさせている。このとき奈良原は軽傷を負っている。のち奈良原は静岡県令、沖縄県知事

58) 元木編（1895）p.153.

59) 墨堤（1905）pp.67-69.

60) 小泉編著（1989）pp.32-33.

等を歴任し、明治21年(1888)7月7日に日本鉄道会社長、明治29年(1896)6月に男爵となり、大正7年(1918)8月13日になくなっている。生麦事件でイギリス人リチャードソンに切りつけ死に至らしめた奈良原喜左衛門(清)は繁の兄であり⁶¹⁾、天保2年(1831)に生まれている。

引用文では、野津鎮雄と奈良原繁とは、年齢が離れているように読めるが、鎮雄は天保6年(1835)生まれであるのに対して、奈良原繁は天保5年(1834)生まれである。たかだか1年の差である。

また引用文では奈良原繁の家とある。奈良原喜左衛門が亡くなるのは慶応元年(1865)5月である⁶²⁾。繁が家督を継ぐのはこのあとである。このとき野津鎮雄は30歳である。したがって、引用文は奈良原喜左衛門の生存中の話である。だとすると、繁が喜左衛門と別の家に住んでいたか喜左衛門と同居していたかのどちらかである。時期から考えて繁が独立して一家を構えるにはまだはやい。繁が喜左衛門の家に同居していたころのこととおもわれる。

さきにもたように、野津兄弟は両親の死後、叔父折田氏に育てられるとある。実母がなくなるのは鎮雄が満15歳と11ヵ月、道貫満9歳と7ヵ月のときである。このエピソードをみると、実母の死後も後見人を叔父折田氏として、野津兄弟は高麗町に二人で住んでいた可能性がある。野津が生まれた高麗町は高島と同じ方限である。その結果、同じ方限で、年頃の近い高島と野津兄弟とのつながりが深くなったのかもしれない。

『三方限名士略傳』に記載されている高麗町生まれの人物(21名)をあげる⁶³⁾。関勇助、大久保利通、大山綱良、有村勇助、有村次左衛門、吉井友実、井上良馨、奈良原喜左衛門、奈良原繁、山口金之助、江夏仲左衛門、山澤静吾、種子田左門、淵辺高照、河野主一郎、長澤鼎、益満行靖、

61) 我部・広瀬編(1995) pp.372-375。『三方限名士略傳』 pp.28-30。霞会館華族家系大成編輯委員会編(1996) p.282。

62) 霞会館華族家系大成編輯委員会編(1996) 下, p.282。

63) 『三方限名士略傳』 pp.14-38。

伊集院彦吉、そして野津鎮雄、野津道貫、高島である。多士濟々である。『三方限名士略傳』に記載されていないが、西郷隆盛の裏方役をつとめた益満休之助もまた高麗町に天保12年(1841)に生まれ、明治元年(1868)5月22日、横浜病院でなくなっている⁶⁴⁾。このなかで高島がのちのちまで深く関係する人物は、吉井友実、野津鎮雄、野津道貫であり、吉井友実と野津鎮雄は大久保利通との関係が深い。

益満休之助の弟、益満行靖は弘化4年(1847)に生まれ、戊辰戦争で会津まで転戦している。明治5年(1872)に少佐、明治6年(1873)9月プロシヤに出張する。明治9年(1876)8月12日に中佐となり、明治11年(1878)8月5日に肺炎のためベルリンで32歳でなくなっている⁶⁵⁾。

ところで益満行靖の墓地に大燈籠と大石門が奉納されている。時期はおそらく明治12年(1879)8月である。大石門の奉納者は西郷従道、大燈籠の奉納者のなかに高島がいる。他の奉納者は野津鎮雄、野津道貫、樺山資紀、黒木為禎、川上操六、大迫尚敏、西寛次郎等である⁶⁶⁾。

野津鎮雄について、西郷隆盛がつぎのように述べている。明治6年(1873)9月22日に、西郷隆盛が黒田清隆に出した書簡の一部である⁶⁷⁾。

野津士(鎮雄のこと)には自分の定見は更にこれなく、只人の説を聞いて太鼓を叩き廻り候計りの事に御座候えば、猶予狐疑深き信吾に、暫時の暇を借し候わば、又々違変の策を廻らし候

征韓論をめぐる政府部内が半分に分かれ、岩倉具視等の帰国を待って結論をだすことになる。手紙の日付明治6年(1873)9月22日というのは、

64) 家臣人名事典編纂委員会編(1989)第7巻、p.548。大植編著(1971)p.7。

65) 大植編著(1971)p.120。

66) 『三方限名士略傳』pp.35-37。

67) 西郷隆盛全集編纂委員会編(1978)p.408。

大久保利通、木戸孝允らはすでに帰国し、岩倉が同月 13 日に帰国したすぐあとである。このときすでに西郷従道は西郷隆盛と考えをことにしており、野津鎮雄は西郷隆盛に自分の意見ではなく、おそらく大久保利通の考えを西郷隆盛に伝えたようである。「太鼓を叩き廻り」とあるので、西郷隆盛だけではなくその他の関係者を説得に当たっていたということであろう。

このとき大久保はすでに帰国して、みずから説得に廻るのではなく、関西に旅行している。大久保が暑中休暇を 8 月に出して、東京に帰ってくるのは、同年 9 月 21 日とされている⁶⁸⁾。おそらく、大久保は、自身が日本を留守にしていた間に日本がどのような状況になったのか観察する時間が必要だったとおもわれる。西郷の手紙は同月 22 日である。

寺田屋事件のときも、寺田屋事件が予想される状況であったにもかかわらず、大久保は京都の藩邸を留守にして（島津久光から相談されるのを避けるためかどうかは不明である）、吉井友実とふたりで知恩院あたりを散策（あるいは鹿児島藩の公用のついでかもしれないが）している。

3

高島と上原勇作のことに少しふれておく。

明治 14 年（1881）1 月、上原勇作はフランス留学前、明治 14 年（1881）1 月に東京を出発して宮崎に帰省する。横浜から乗船して長崎であり、長崎に出張していた高島に会い、上原のフランス留学のことを話している。そのおりにフランス留学の支援を高島に依頼して、熊本を訪問し、高島の家を宿泊している⁶⁹⁾。

上原は安政 3 年（1856）1 月 9 日、宮崎の都城で龍岡資弦の次男として

68) 日本史籍協会編（1983）pp.84-85.

69) 荒木編（1937）上、p.86.

生まれ⁷⁰⁾、明治24年(1891)10月25日、36歳のとき、野津道貫・登女子夫妻の長女楨子(19歳)と高島夫妻の媒酌で結婚する⁷¹⁾。その後、明治31年(1898)、高島の娘球磨子と樺山資英の媒酌人を野津道貫夫妻とともに上原夫妻が務めることになる⁷²⁾。

明治5年(1875)のいつのことかは解らないが、この年に高島の妻春子と高島の妹登女子は金の指輪をつくっている。竹枝と葉を組み合わせた彫刻が彫られたものである。登女子はこれを上原が士官学校を明治12年(1879)12月に終えるとき、卒業記念として与えている。そしてそれは上原勇作・楨子夫妻の三女静子につたえられる⁷³⁾。春子の指輪はどうなったのかわからない。

時間は少し先になるが、さらに上原と高島のことで興味あることが述べられている。臨時砲台建築部が明治19年(1886)10月31日に設置される。上原は同年12月27日に臨時砲台建築部事務官に任じられ、明治22年(1889)3月までその職にある。その間上原が紀淡海峡を巡視し、友が島付近を測量したときの話である⁷⁴⁾。

紀淡海峡の間に友ヶ島と云う大小二島がある。元帥は測量の為に、人夫を率いて出張し、燈台看守の住宅を借り、人夫は軒下までも、茲に宿泊せしめていたが、食物として米と味噌とを携え、副食は、燈台の下にて捕獲したる魚類を買うていた。然るに此の二島は、人跡未だ至らざる処であって、森林溪谷の間には、或は天狗がいる。或は大蛇が蟠っているとの伝説ありて、叢竹簇生、殆ど足を容るゝ所が無い。之が測量に著手するには、斧や鉞にて之を伐採せねばならぬ。而して樵

70) 同書, p.18.

71) 荒木編(1937)下, p.350.

72) 樺山資英伝刊行会編(1942) p.316.

73) 荒木編(1937)上, p.83.

74) 荒木編(1937)下, pp.106-109.

夫等は、竹木を伐採すれば、神罰ありと称しているので、人夫も亦之を盲信し、伐採を避けんとした。予は之を聞き、『今回の測量は、天皇陛下の命令であるから、鬼神も歓迎こそすれ、決して害毒等の虞は無い』と、懇諭して、之が伐採に著手せしめた。

一日、或る人夫が倉皇として来り告げて曰く、『大蛇が前面に向って動いている』と。顔色蒼白土の如し。予は往て之を見れば果して二丈有余の長いものが動いているようである。猶近いて之を諦視すれば、安ぞ知らん、朽木が巨木に支えられ、風に従って動揺するものであった。

叙上の迷信も忽ち一掃され、叢竹は漸次伐採され、日光の通らぬ場所も少なくなり。内部の測量は其の歩を進めた。然るに、一日、或る人夫が突然嘔吐を催うした。予は以為らく『是も必定、悪瓦斯であろう』と、疾呼して『皆上れ』と云うた。尋で他の人夫が嘔吐の気味あるを呼べたので、此の日の測量は、一先づ中止を命じ、病人には、寶丹を飲ましめ、暫らく静養させた。予は毒瓦斯ありては、測量に妨礙あるから、燈台看守の意見を糺したが、官守は『頃日来朝夕鯛のみ喫して、野菜不足なるより、身体に異常を来すのであろう』と云うた。斯くて其の原因が判明したので、迷夢は再び一洗された。

和歌山市加太の西、海上 5 km の沖合いにある地^じノ島、沖ノ島、虎島、神島の 4 島を含む島を総称して友ヶ島という。嘉永 7 年（1854）以来、友ヶ島奉行あるいは海防掛が常駐し、砲台を築いている。友ヶ島は幕末全島火事にあい、その後、薪炭林として利用されているので、明治 21 年（1888）当時は原生林という状態ではなかったとおもわれる。沖ノ島の東岸にある深蛇^{ふかへび}池が 3 ヘクタールの湿地帯であるところから⁷⁵⁾、蛇にまつわ

75) 「角川日本地名大辞典」編纂委員会竹内編（1985）p.706。有限会社平凡社地方資料センター編（1983）pp.424-425。

る伝説が伝えられていた可能性はある。明治20年代に砲台が築かれ、由良要塞司令部の管下にはいることになる。

上原が紀淡海峡友ヶ島に砲台建築測量のため出張するのは、明治21年(1888)10月1日である⁷⁶⁾。また、灯台を宿舎としたということであるので、上原が測量した島はおそらく沖ノ島である。

明治20年(1887)10月の将官会議で、高島は脚気に対して麦飯の効用を力説している。しかし麦飯は正式な兵食として採用されなかったことはすでに書いた。その1年後明治21年(1888)には、灯台看守が「嘔吐」という症状をみて、即座に野菜不足と判断し、上原がそれに納得している状況が引用文では記述されている。米と味噌を持参したということは、味噌汁はつくったということである。それに毎食、旬の鰯を食べていたということであれば、兵隊よりもすぐれた食事である。にもかかわらず、医者でない灯台看守が直ちに野菜不足と判断している。これに対して、陸軍軍医局、陸軍省、参謀本部はなぜ脚気は野菜不足であると思に至らなかったのでしょうか。「嘔吐」は野菜不足よりも、食べ過ぎ・食あたり・疲労等が考えられるが、灯台看守は野菜不足と判断したことが重要である。野菜不足という知識を持っていたことが重要である。この当時に野菜不足という認識はまだ一般的なものではなかったとおもわれる。それにもかかわらず、この灯台看守がそれを知っていたなら、灯台看守は陸軍軍医よりも、陸軍省よりも、参謀本部よりも賢明であったということであり、それを納得した上原も脚気の原因を野菜不足と思に至るはずであるが、そのように進言した痕跡はない。このように考えると、上原の思い出話はどこかが記憶ちがいであるとおもわれる。

また人夫には鰯をはじめ魚が毎日毎食給されたかどうかも疑問であるし、灯台看守が野菜不足と断定して、ことが決着したということは、その

76) 荒木編(1937)下、「上原元帥年譜」p.41.

後上原は人夫に野菜を給したということなのか。野菜を給したとしたら、野菜はあったということになる。野菜はあったにもかかわらず、人夫には給していなかったのか、だとしたら野菜と嘔吐との因果関係は、野菜不足という知識は、なかったことになる。それとも単に当該の人夫は野菜嫌いで野菜を食べなかったのか。よくわからない話である。とにかく、測量には困難を伴ったという話であろう。

ところで、引用文中の「寶丹」というのは「明治初年に東京池之端の守田治兵衛の店から売り出した薄荷の香の強い赤黒色の芳香解毒剤」⁷⁷⁾とある。

明治21年(1888)10月5日に、第四師団長高島以下、第二、第三、第五、第六各師団長は、明治天皇から各管下の状況を聞かれ、陸軍大臣らとともに御陪食を仰せ付けられている。したがって、上原と高島は10月の上旬には会うことはできなかったとおもわれる。しかしながら、測量という職務を考えると、1ヶ月くらいは滞在して、高島に会っていたかもしれない。

同年11月3日天長節、雨の中、多くの見物客を集め午前10時から11時まで、高島は城南練兵場で観兵式をおこなっている。270余名の将校とともに大阪偕行社で会食し、正午には、101発の祝砲を放っている。

夕方には雨も上がり、天長節を祝って、藤田伝三郎、鴻池善右衛門、住友吉左衛門等が主催者となり博物館で夜会を催している。千人を超える参加者のなかに高島もいる⁷⁸⁾。

高島の紀淡海峡巡視が明治24年(1891)9月14日に認められ、明治29年(1896)12月2日には紀淡海峡諸砲台巡視が認められている⁷⁹⁾。

その後、大正2年(1913)3月1日、上原は第三師団長に任命される。

77) 新村編(1999)第五版, p.2437.

78) 『朝日新聞』明治21年11月6日.

79) 『枢密院高等官履歴』第三卷, p.155, p.158.

陸軍の二個師団増設要求（山県有朋・田中義一の案である）を11月2日の閣議（第2次西園寺公望内閣）で拒否され、上原は、大正元年（1910）12月2日、陸軍大臣の辞表を、通常は西園寺首相に提出するものであるにもかかわらず明治天皇に直接提出する。上原の陸軍大臣辞任に、高島も関係していたようである⁸⁰。西園寺は後任陸軍大臣を要求するが、これに陸軍側が応じないため西園寺内閣は同月5日総辞職する。そして、上原は指宿温泉で静養することになる。その後鹿児島にいき、都城に帰っている。上原は大正2年（1913）2月25日、志布志から名古屋に向かっている。鹿児島に行くときに嵐にあい、鹿児島で風邪をひく。おそらくそれが原因で名古屋に向かう途中、上原は「肺エソ」となり、大阪赤十字病院に緊急入院する⁸¹。このときの第四師団長は大迫尚道中将である。

名古屋に向かう前、大正2年（1913）2月18日に上原が都城から井戸川辰三に出した手紙にこのときの上原の心情が語られている⁸²。

今十八日夜十一時までは何事も申来らず誠に待長く候。恐懼之至なれば極まるまでは動く事もならぬ次第に候。

勇作身上之件発表も僅に十日位にも相成候ゆえ、何坎との名古屋へ送る可き馬、馬丁、軍装一式等の事御胸算置被下、発表之上は一電により直に準備に着手し候様の御取計を希度存候。奈良、加納両君とも御協力有之度存候。尤も東京には参らぬ考にて、直に旅行先より赴任可仕候。妻子は東京に止め置き候は勿論に御座候。当地は廿五日までには引上候含に御座候。左の件槓へ御申付け被下度存候。

中央幼年校二年生折田一雄之二月分月謝、廿五、六日迄に上納す可し（（此折田と云うは野津家之血属之ものなり））。其理由は追て申入る可

80) 前田（1961）pp.415-416.

81) 荒木編（1937）下、pp.622-624。鳥海編（2009）pp.138-139.

82) 上原勇作関係文書研究会編（1976）p.663。原文（縦書き）には「山、政」の横に○印が付いている。

し。額は八円位なる可し。学校に聞合わせ候事。

『折田は或は熊本幼年校とも思うけれど女の言う事で不分明なり』ゆえ更に聞合わせ中なり。熊本なれば此地より送金する筈。当地方之研究もすませこれよりは志布志、得嶋、飫肥、宮崎方面に出向き度なれども、例之通山、政合致なきゆえ日々愚図々々消光致居候。御笑可被下候。以上

二月十八日夜、電報を待ちつゝ、認む
井君

勇作

上原が陸軍大臣を辞任してから一日千秋のおもいで師団長の辞令を待っていた様子を見事に表現している。文中の「山、政」は山県有朋、政友会のことである。

手紙に「折田一雄」とあり、野津の親戚とある。さきにふれた野津鎮雄、野津道貫兄弟が両親をなくした後、世話になった叔父折田氏のゆかりのものとおもわれる。鎮雄、道貫がなくなったので、その後上原が面倒をみたのであろう。

大阪赤十字病院に入院している上原を高島が見舞いにいく。そのおりに葉についての不可解な話がある⁸³⁾。

高島鞆之助は、東京より西下して病院に來り、元帥を見舞うたが、玉木看護婦に対し『浅山丸を吞んでいるか』と問い、玉木が『一日十五粒である』と答えるや、高島が『夫れでは足らぬ。一回に三十粒やれ』と命じたので、玉木は其の通り、一回三十粒を与えた。然るに、脈は善く浣腸注射もやめる位に為ったが、翌朝に至り、元帥の眼球に斑点が生じたので、再び減量したと云う珍談もあった。

83) 荒木編 (1937) 下, p.625.

引用文では、「浅山丸」がどのような薬かわからない。さらに、高島が「浅山丸」の処方「看護婦」に指示をして、「看護婦」がそれに従っているということがわからない。不思議な話である。

落合莞爾によると、「浅山丸」というのはアヘン入りの薬剤だということである。さらに高島は戊辰戦争以来、「浅山丸」の愛用者のひとりであるとも記述している⁸⁴⁾。おそらく越後で咽喉左下部に銃弾貫通の傷をうけたときに「浅山丸」の投薬をうけたと推測される。ただしそのような薬の服用を大正2年(1913)の大阪赤十字病院が認めているのは理解できない。高島の指示だけではなく、医師の許可のもとに服薬が認められたということであろう。

アヘンは足利義満の時代にインドから東北の津軽地方に伝来したものであるといわれている。そのため大阪ではケシを「津軽」とよぶ⁸⁵⁾。大阪でケシ栽培がおこなわれるのは天保年間(1830年代)である⁸⁶⁾。そして明治28年(1895)ころには、現在の大阪府茨木市福井で内務省の認可のもとケシの栽培がおこなわれている⁸⁷⁾。

明治政府は明治3年(1870)8月9日に「販売鴉片烟律」をさだめ、利得をえるためにアヘンを販売した主犯者は「斬」に処すことを規定している。同年12月20日に布告された「新律綱領」においてもアヘンを販売した主犯者は「斬」である⁸⁸⁾。さらに明治11年(1878)8月9日に「薬用阿片売買並製造規則」を公布する⁸⁹⁾。その第一条で、アヘンの売買・製造は薬用品にかぎり許可をするとあるが、アヘンは内務省の管理下にあり、当時といえども自由に生産・販売できないものである。罰則は第16条で規

84) 落合(1996) p.96.

85) 二反長(1977) p.8.

86) 中村(1972) pp.142-143, p.147.

87) 二反長(1977) p.7.

88) 内閣官報局編(1974)第三卷, p.301, p.660.

89) 内閣官報局編(1975)第十一卷, p.18.

定している。

此規則に違反する者は其犯情に従ひ阿片売買若くは製造を禁し其所有の阿片を没収し百五十円より五百円以下の罰金を科すへし

明治 30 年（1897）3 月 27 日、「薬用阿片売買並製造規則」を改正し、「阿片法」を公布する^{90）}。

第一条 阿片を製造せむとする者は地方長官の許可を受くへし

第三条 阿片は政府に於て医薬用品に限り封緘を施し之を売下くるものとす

政府の売下けたる阿片の外は売買授受所有又は所持することを得ず

第七条 阿片は前条の外医師の処方箋を以てするに非されば売買することを得ず

第八条 地方長官の許可を受けずして阿片を製造したる者又は第三条第二項に違反したる者は百円以上五百円以下の罰金に処す

明治 40 年（1907）4 月 23 日に公布された「刑法」ではつぎのようになっている^{91）}。

第三百三十六條 阿片煙を輸入、製造又は販売し若くは販売の目的を以て之を所持したる者は六月以上七年以下の懲役に処す

第三百十九條 阿片煙を吸食したる者は三年以下の懲役に処す（以下略）

90) 内閣官報局編（1981）第三十卷－2, pp.48-49.

91) 内閣官報局編（1989）第四十卷－2, p.18.

高島が、戊辰戦争からすくなくとも大正2年（1913）までは愛飲していたとおもわれる「浅山丸」は、これらの法律に違反するものではなかったということであろう。

また「薬用阿片売買並製造規則」, 「阿片法」には、ケシの栽培を禁止する明文化された規定はない。当時、ケシを栽培すること自体は違法ではなかったことになる。

ケシの原産地は西アジア、東南ヨーロッパである。ケシは中国に7, 8世紀頃に花を觀賞する目的で伝わり、10世紀頃には痛み止め・咳止め等の薬用として使用され、17世紀頃にはアヘンを吸煙するという悪習が広まったようである。それをみてインドでケシを栽培し、中国にアヘンを輸出したのがイギリスである。その結果、アヘン戦争（1840年～1842年）となり、戦争はイギリスの勝利となる。

アヘン戦争の惨状をみて、幕府は安政5年（1858）6月19日にアメリカと日米修好通商条約・貿易章程を調印するさいにアヘンの輸入禁止条項を盛り込んでいる⁹²⁾。

阿片の輸入厳禁たり。もし亞墨利加商船三斤以上を持渡らば、其過量の品は、日本役人是を取上へし。

これは日米修好通商条約の第四條の中の条項である。さらにかさねて貿易章程の第二則においてつぎのような文言を盛り込んでいる⁹³⁾。

阿片の輸入厳禁たり。然るに密売し、又其事を謀る輩は、阿片一斤毎に、十五ドルラルの過料を、日本役所に納むへし、

92) 東京大学史料編纂所編（1930）p.479.

93) 同書, p.488.

ついで同年7月18日、イギリスと日英修好通商条約・貿易章程に調印する。やはりそのなかにアヘン輸入禁止条項をもちこんでいる。条約には記載せず、貿易章程の第二則にのみその条項が記載されている⁹⁴⁾。条約に記載する必要はないとみなしたのであろう。

阿片の輸入は禁制なる故、若日本に商売に来る貌利太泥亜船、阿片の量目三斤以上船中に所持する時、其余量は日本司人取上へし、且阿片を密商し、或は其事を謀る輩は、阿片一斤ごとに、十五ドルラルの過料を、日本役所へ取立へし

アメリカと最初に修好通商条約を締結するさいには、阿片輸入禁止を条約と貿易章程の2箇所に記載している。それほどにアヘン戦争の轍を踏むことのないようにと幕府は十分に警戒していたということである。しかしながら、このときの取り決めでは、阿片といえども三斤未満（一斤は通常600グラム）の量で、密売しなければ、合法的に日本に持ち込めることになる。

また「薬用阿片売買並製造規則」に規定されている罰金はさきに見たように150円以上500円以下であり、「阿片法」では100円以上500円以下となる。それに比較して1ドル1円換算で、1斤につき15ドルの罰金はかなり低い額である。当時日本の国際的な立場は脆弱だったということである。

4

吸煙する行為で関係するのは煙草である。煙草に対する明治政府の対処

94) 同書, p.804.

をみておく。明治33年（1900）3月7日に「未成年者喫煙禁止法」が公布されている⁹⁵⁾。

第一條 未成年者は煙草を喫することを得ず

第二條 前條に違反したる者あるときは行政の処分を以て喫煙の為に所持する煙草及器具を没収す

第三條 未成年者に対して親権を行う者情を知りて其の喫煙を制止せざるときは一円以下の科料に処す
親権を行う者に代りて未成年者を監督する者亦前項に依りて処断す

第四條 未成年者に其の自用に供するものなることを知りて煙草又は器具を販売したる者は十円以下の罰金に処す

附則

本法は明治三十三年四月一日より之を施行す

第14回帝国議会衆議院に提出されたこの法案の提出者は根本正、外4名であり、賛成者は重岡薫五郎、外56名である。提出された法案名は「幼者喫煙禁止法」という⁹⁶⁾。

幼者喫煙禁止法

第一條 十八歳未満の幼者は煙草を喫することを得ず

第二條 前條に違反したる者あるときは行政の処分を以て喫煙の為に所持する煙草及器具を没収する

第三條 第一條の幼者を監督する責任ある者情を知りて其の喫煙を制

95) 内閣官報局編（1983）第三十三卷-2, p.18.

96) 『衆議院議事速記録』第十四回帝国議会，第七号，p.83. 板倉（1983）pp.10-12.

止せさるときは十銭以上一円以下の科料に処す

第四條 第一條の幼者に其の自用に供するものなることを知りて煙草
又器具を販売したる者は二円以上十円以下の罰金に処す

このとき根本正が登壇して、提案趣旨を説明している⁹⁷⁾。

諸君、茲に本員等が喫煙禁止法案を提出致しました理由を極簡短にのべます。此法案は近来小学校の子供が輸入の巻煙草を吸う者が日々増加しまして、此儘に棄置きましたならば我帝国人民をして、或は支那の今日に於ける有様、又遂に印度の如き結果を見ねばならぬと大に憂う所であります。それはどう云う訳であるかと申しますれば、此煙草と云うものは阿片の如く「ナコチック」及「ニコチン」を含有するものでありまして、若し此の如き神経を麻痺し智覚を遲鈍にするものを、幼少の子供が喫しますれば、日本帝国人民の元気を消滅するに至る訳であります。それ故に此子供が煙草を喫むと云うことは、国是として廃さねばならぬこととございます。此事と云うものは実に文明の各国に於て行れる法律であります。既に独逸に於ては十六歳以下の子供に煙草を喫ませませぬです。それはどういう訳かと云いますと、唯今申上げたる訳で、第一軍人たるに不適當たらしむる故であります。又亜米利加の一新報を見ますれば、西班牙と亜米利加が戦争をしました時分に各地方から兵卒を呼びまして、其内取除けられた青年があります。其取除けられた青年の百人の中九十人は幼少より煙草を喫んだものであると云うことが書いてあります。加之ならず現に東京に駐在する所の米国特命全権公使「バック」君のお話を聴きました所が、先生が生れた故郷なるヴォルヂニア州と云う所は、諸君が御承知

97)『衆議院議事速記録』第十四回帝国議會、第七号、p.83.

の通、煙草を製造して外国に輸入する大なる一煙草国であります。然れども二十歳以上の人には害は少いが、十八歳以下の人には宜しくないものであると云うて、ヴォルヂニア州では十八歳以下の子供には、一切煙草を売ることを法律を以て禁じてあると云うことを、実に此公使より私が承った所であります。(中略) 実に此法律は日本をして東洋に於て欧米列国に優る所の国にするならば、他日此国の父母と為る小学校の生徒に煙草を喫せせると云うはありませぬです。どうか此帝国をして世界に輝く国とせんとするならば、支那や印度の真似をせず、どうか此文明国の法律を御採用あらんことを希望します。

注目すべきことは、第一に当時小学校の子供が煙草を吸っていたということ、第二にアヘンと同じ習慣性があるということ、第三は、未成年者の喫煙禁止は根本正以下提案者が創意したものではなく、すでに外国で子供が煙草を吸うことを禁止していたということである。独逸では16歳以下の子供は喫煙できないし、アメリカのバージニア州、ニューヨーク州等では18歳未満の子供に煙草を売ることを禁止している。その理由として根本が主張するのは、健康状態に悪影響を与えるということがひとつ、そのうえ軍人として不適当な人物になると論じているのは興味深い。

原案は委員会(委員長内田雄蔵)に付託され、一部修正される。原案では、「十八歳未満」であったのが、成案では「未成年」(二十歳未満)と変更されている。変更理由を質問されて、内田委員長は少しでも長い間、子供の喫煙を禁止したいという意図であると答えている⁹⁸⁾。

また、市島謙吉が学生であれば未成年であるかどうかはわかるが、一般的に未成年かどうかの判別は困難であるとの質問をしている。これに対して、政府委員内務省参与官一木喜徳郎はつぎのように答弁している⁹⁹⁾。

98) 同書, p.170.

99) 同上.

確に二十歳であるや否やと云うことは、余程認め難いではありますが、併し此法案が出来ますれば、其実行は当該行政官の認定で致すより致方がないと考えます。それで当該行政官の認定に依って致しますれば、別に実行の上に来ないことはありません。

一木の答弁は行政官が喫煙者を20歳未満とみなせば、喫煙するなといえはいいというものである。行政官に注意をされた場合、当事者は20歳以上であることを証明しなければならないということになる。

「未成年者喫煙禁止法」は「販売者の義務」、「両罰規定」を加えて、現在も引き続き施行されている。

これよりさき明治27年（1894）8月29日、文部大臣井上毅は「文部省訓令第六号」によって、小学校における体育・衛生に関し訓令している。訓令は9項目にわたり、その第8項目に小学生禁煙の条項がある¹⁰⁰⁾。

八 小学校に於て生徒は喫煙すること及烟器を夾帶することを禁すへし

当時キセル・パイプを持って登校する小学生が存在したようである。「未成年者喫煙禁止法」の公布をうけて、明治33年（1900）3月26日、文部大臣樺山資紀は「文部省訓令第五号」を北海道庁、府県の文部省直轄学校に通達する¹⁰¹⁾。

学校生徒の喫煙に関しては小学校に在りては明治二十七年文部省訓令第六号を以て生徒の喫煙すること及煙器を夾帶することを禁すへき旨訓令し中学校等に在りても實際喫煙を禁止せるもの多し蓋し学校生徒

100)内閣官報局編（1979）第二十七巻-3, pp.121-122.

101)内閣官報局編（1983）第三十三巻-7, p.44.

の喫煙は衛生上有害なるのみならず風紀に関すること少なからず殊に
此際未成年者喫煙禁止法の発布ありたるに就きては小学校中学校師範
学校及等位の之に準すへき学校に在りては取締上其の生徒の成年以下
なると以上なると学校の内外とを問はず喫煙し及煙草煙器を夾帯する
ことを禁止すへし其の他の学校に在りても特に注意を加へ法律違反の
者なからしめむことを期すべし

煙草については、貝原益軒（1630年～1714年）がすでに『養生訓』で
つぎのようなことを述べている¹⁰²⁾。

煙草は害が多い たばこは近年、天正・慶長の比、異国よりわたる。
（略）烟草は性毒あり。烟をふくみて、眩目倒るる事あり。習へば大
なる害なく、少は益ありといへ共、損多し。病をなす事あり。又火災
のうれひあり。習へばくせになり、むさぼりて、後には止めがたし。
事おおくなり、いたつがわしく家僕を勞す。初よりふくまざるにしか
ず。貧民は費多し。

『養生訓』は正徳3年（1713）1月に書かれている。宝永7年（1710）
に書かれた『和俗童子訓』では子供の飲酒についての記述はあるが、喫煙
については触れていない。当時刻み煙草なので、さすがに子供が刻み煙草
をたしなむという事態はみられなかったのであろう。したがって、子供の
喫煙という習慣は、巻き煙草が輸入されるとともに幕末から明治にかけて
はじまった現象だと推測される。もちろん煙草が安価となったことが最大
の原因であるとおもわれる。

「未成年者喫煙禁止法」を提案した根本の主張と『養生訓』の貝原の主

102) 貝原（1961）p.96. 大野（2011）p.4.

張とを比較すると時代性を表していることがわかる。根本は、もっぱら欧米列国との対比において「未成年者喫煙禁止法」の提案趣旨を説明し、さらに未成年者の喫煙は成人したさいに軍人としてふさわしくない身体となることを強調している。明治時代は外国との関係において緊張した時代であったことを示している証のひとつである。

これに対して、貝原はタバコについてもっぱら成人の健康法として述べるに留まっている。18世紀はじめの日本は外国との緊張関係を考える必要のない平和な時代であった。したがって、貝原の個人の健康法としてのタバコ論は軍事的緊張関係を想定しなくてもいい平和な平成時代のいまにぴたりと当てはまることになる。

「未成年者喫煙禁止法」制定にさきだつ明治29年（1896）3月27日に、明治政府は「葉煙草専売法」を公布し、政府が葉煙草専売権を持つことを決めている¹⁰³⁾。たばこ専売制度は昭和60年（1985）4月1日、『たばこ事業法』の施行によって廃止される。

高島は、酒は飲めないが、愛煙家であったようである。このことは樺山資英が述べている。また残されたスナップ写真ではタバコを手にした高島の姿をみることができる¹⁰⁴⁾。

5

明治14年（1881）2月3日、熊本鎮台司令官高島は将官会議に列席するために上京する。他の鎮台司令官とともに午前10時、明治天皇に拝謁しそれにつづいて陪食をしている¹⁰⁵⁾。

将官会議というのは、明治8年（1875）に検閲が終了したのち、各鎮台

103)内閣官報局編（1980）第二十九巻-2, p.58.

104)樺山資英伝刊行会（1942）p.630. 宮本（2000）口絵.

105)宮内庁（1971）第五, p.271.

司令官が上京し開かれるようになったものである¹⁰⁶⁾。明治12年(1879)9月15日太政官第三十三号達、鎮台条例第十四条ではつぎのようになっている¹⁰⁷⁾。なお条例の文言「監軍中將」は明治14年(1881)5月13日太政官第21号達により「監軍部長」に改められている¹⁰⁸⁾。

凡そ毎年歳終に陸軍卿參謀本部長並に近衛都督各軍管の司令官及び省内各局長を省内に会同せしめ猶各部の監軍中將を会合して將校進級総表を選定し以て次年拔擢進級の序を定む

明治14年(1881)2月9日、曾我祐準少將のあと高島陸軍少將は大阪鎮台司令官となる。このときの參謀長は小川又次歩兵中佐である。曾我は中部監軍部長心得となる。高島は明治15年(1882)2月6日まで1年間大阪鎮台司令官を勤めることになる。

この当時の大阪の人口、そして日本の人口である。明治13年(1880)1月1日現在の人口として、つぎのような数値が報告されている¹⁰⁹⁾。皇族は37人(男20人、女17人)である。人口の多い順に記載する。石川県1,833,778人、新潟県1,546,338人、愛媛県1,438,895人、兵庫県1,391,928人、愛知県1,303,812人、鹿児島県1,270,463人、広島県1,213,152人、長崎県1,190,335人、高知県1,179,247人、千葉県1,103,292人、福岡県1,097,215人、島根県1,037,260人、長野県1,000,411人、熊本県986,695人、静岡県970,022人、堺県957,407人、東京府957,121人、埼玉県933,955人、山口県877,614人、京都府822,098人、大阪府582,668人(堺県と合計すると1,540,075人である)等であり、総人口は35,925,313人である。人口から

106)陸軍省編(1966)p.475.

107)内閣官報局編(1994)第十二卷-1,p.263.

108)内閣官報局編(1976)第十四卷,p.215.

109)土屋監修(1976)p.323-324.日本銀行統計局編(1999)p.12では、総人口36,649,000人である。

みれば、日本海沿岸、瀬戸内海地方、長崎・熊本・鹿児島・高知、さらには長野といった内陸部は人口がおおい、日本全国各地でも暮らすことに不都合はないということである。同時にこれらの地域は当時豊かであったということでもある。

東京府の人口が少ないのは、将軍家、大名家に関連する武士、および彼等に生計を依存していた人たちが東京から移転したため生じた一時的な減少である。また、人口数から判断して、大阪を中心とする京阪神という地域は重要拠点であったことがわかる。

大正 14 年（1925）10 月 1 日の各府県の人口は、東京府 4,485,144 人、大阪府 3,059,502 人、新潟県 1,849,807 人、長野県 1,629,217 人、鹿児島県 1,472,193 人である。総人口は 59,736,822 人である¹¹⁰⁾。

新潟県、長野県、鹿児島県等の地域が、大きな人口減少を経験するのは今から半世紀前の昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけてである。昭和 32 年（1958）の国内総生産は 11 兆円となり、経済成長率は 10% を維持し、高度経済成長時代に突入する時期である。

話を高島にもどす。明治 14 年（1881）2 月 12 日の『大坂日報』につきの記事が掲載されている¹¹¹⁾。

大坂鎮台新任の司令長官高嶋少将には井出会計副監督と共に一昨日神戸へ着港高嶋少将は直に同港抜錨の汽船にて旧任地熊本鎮台へ趣かれ井出監督は汽車にて帰坂せられたり

高島は明治 14 年（1881）2 月 10 日に神戸港についている。おそらく、東京からの船便である。高島は将官会議のため上京し、そこで大阪鎮台司令官の辞令をもらい、引継ぎ業務のために熊本に赴いたと推測される。

110) 東洋経済新報社編（1975）p.637.

111) 引用文中の「大坂」、「司令長官」、「高嶋」は原文のままである。

明治 14 年（1881）3 月 2 日、高島は熊本を出発する。そして長崎に立ち寄り、長崎から飛脚船に乗船して、同月 8 日頃に来阪する予定と『大阪日報』は報じている¹¹²⁾。

高島は予定通り同月 8 日に梅田停車場に着く。そのときの記事である¹¹³⁾。

大阪鎮台司令官高嶋少将には昨八日午前十時二十分頃梅田停車場に着せられたる以て同鎮台に於ては直に祝砲五発を放たれ可児大尉には歩兵第八連隊第一大隊に輜重兵一中隊これを儀仗兵に編制せられ整々引率して該停車場に出迎えられ又三好中佐其他将校数名いずれも同所に出迎われ齊しく少将に敬礼を行い同午前十時四十分入台せられたり

この当時の新任司令官を迎える儀式である。儀仗兵が高島の前後を護衛して、梅田から南、渡辺橋から中之島を東に梅壇の木橋、高麗橋筋を東に島町、そして追手門から鎮台にという順序で、高島が明治 18 年（1885）に再び大阪鎮台司令官として着任したときは到着している¹¹⁴⁾。明治 14 年（1881）のときの道順はわからない。

鎮台司令官着任の儀式は、明治 12 年（1879）9 月 15 日制定の鎮台条例第五十条につきのように定められている¹¹⁵⁾。

凡そ鎮台の司令官新たに拜命する時若くは拜命の後初めて鎮台へ赴く時は左の礼款を受るの特典を得（略）

第一 祝砲

112)『大阪日報』明治 14 年 3 月 6 日。

113)『大阪日報』明治 14 年 3 月 9 日。引用文中の「高嶋」は原文のままである。

114)『朝日新聞』明治 18 年 6 月 7 日。

115)内閣官報局編（1994）第十二-1, p.269.

- 第二 儀仗騎兵一大隊但騎兵を置かざる鎮台には歩兵一大隊を用う
鎮台の在る府県郭外より十町の地まで旗章音楽を具え隊長之
を率いて送迎す
- 第三 要塞司令官出迎其地の郭外まで
- 第四 台下兵隊出迎台下割駐の諸兵隊竝に衛戍の諸兵隊は経過の途
次に於いて横隊に列す
- 第五 将校伺候皆正服にて参台すべし
- 第六 鎮台を置く府県の知事令及書記官とは到着の日より三日内互
に存問すべし但官等卑者より先ずべし
- 第七 其鎮台にて管轄する府県の知事令書記官三十日内互に移文し
て存問すべし但同上
- 第八 管内所在の上等並府県裁判所の長とは互に僚属を遣り存問す
べし但同上

参謀長小川又次中佐は明治14年（1881）3月13日に着任している¹¹⁶⁾。
明治14年（1881）3月16日午前10時、高島は大阪城外広場において整列
式をおこない、のち上下士官兵卒に酒肴料を与えている¹¹⁷⁾。同月21日、
高島は姫路分営に出張予定とある¹¹⁸⁾。

明治14年（1881）8月1日、高島は宇都宮での演習に演習審判官とし
て参加し茨城県小山で、西郷従道、山田顕義、三好重臣、曾我祐準、野津
道貫等とともに、東北・北海道巡幸中の明治天皇に拝謁している¹¹⁹⁾。

同月4日、宇都宮付近で陸軍演習がおこなわれる。高島は左翼審判官と
して、明治天皇の前で戦闘講評をおこなう。右翼審判官は曾我祐準少将で

116)『大坂日報』明治14年3月15日。

117)『大坂日報』明治14年3月17日。

118)『大坂日報』明治14年3月13日。

119)宮内庁（1971）第五、p.425。

ある。のち明治天皇に陪食を命じられている¹²⁰⁾。

明治14年(1881)10月21日、イギリスのビクトリア女王の孫、すなわちビクトリア女王の長男アルバート・エドワード(1901年、エドワード7世として即位する)の長男アルバート・ビクター(当時18歳、1892年に病死する)と次男ジョージ・アルバート(当時17歳、1910年にジョージ5世として即位する)が来日する。同年11月21日、接待役として京都滞在中の東伏見宮嘉彰親王の宴に、高島は北垣国道京都府知事等とともに招かれている。両皇孫の在京中の接待に対する慰労会である¹²¹⁾。

明治14年(1881)、開拓使官有物払い下げ事件がおこる。関係者は黒田清隆、五代友厚等鹿児島出身者であるが、高島とのかかわりはわからない。

6

明治15年(1882)の高島の動静である。同年1月4日、明治天皇は「軍人勅諭」を陸軍卿大山巖中将に下賜する。この日大阪鎮台では城外練兵場で大操練をおこない、高島以下将校全員が参加している¹²²⁾。

同月7日、西本願寺大谷光尊の新年宴会に招かれ、高島は士官57名とともに訪れている¹²³⁾。

同月10日、高島は将官会議のため海路上京する¹²⁴⁾。参謀長小川又次中佐が大阪鎮台司令官代理となる¹²⁵⁾。高島の帰阪予定は1月26日である¹²⁶⁾。

120) 同書, p.436.

121) 塵海研究会編(2010) p.19.

122) 『大阪日報』明治15年1月5日.

123) 『朝日新聞』明治15年1月8日.

124) 『朝日新聞』明治15年1月5日, 11日.

125) 『大阪日報』明治15年1月11日.

126) 『大阪日報』明治15年1月21日.

同月 16 日、石町の博交社に歩兵少佐伏谷惇裁判評事を会主として将校七十数名が集まり、陸軍新律の講義・討論を行っている¹²⁷⁾。また、同月 18 日には博交社（社長小川中佐）を近日中に大阪偕行社と改称するためあつまっている。

明治 15 年（1882）1 月 21 日『朝日新聞』の記事である。

博交社の幹事小川中佐を初め各士官方が協議の上社名を偕行社と更められたり、又同社にて今後月曜金曜の両日毎に当鎮台の士官方が新刑法の講義を開かるゝ由

さきにふれたように小川は大阪鎮台参謀長である。このときの大阪鎮台司令官はもちろん陸軍少将高島である¹²⁸⁾。

『新修大阪市史』では、明治 15 年（1882）1 月 31 日、各地の集会懇親の団体をまとめて偕行社に統合し、各地のものは分社となり、博交社は大阪偕行社と称し、さらに大阪偕行社義助会規則を制定すると記述している¹²⁹⁾。

『新修大阪市史』の日付は正しいのか。それとも正式に成立したのが 1 月 31 日ということなのか。『朝日新聞』の記事では 21 日以降を偕行社としての活動（研究会）としているかのようにも読める。

ただし同月 22 日の『朝日新聞』の記事では、偕行社ではなく博交社となっている。

城南玉造口の馬場へ博交社より競馬場を設置せらるゝに就ては東区谷町三丁目桐谷某が二千五百円の金を献上しさる替りには競馬に関する

127)『大阪日報』明治 15 年 1 月 18 日。彦根編（1882）3 月、p.67.

128)彦根編（1882）2 月、p.95.

129)新修大阪市史編纂委員会編（1991）p.276.

一切の事務を我等に担当させられたしとの義を当鎮台へ照会に及びしが夫は全く柵を設け観物同様に通券を売出して己が懐中を暖むるの策なる事を同台にも察せられしにや断然之を謝絶せられたり右に付桐谷は折角の望を失いしとて昨今独言て居るとなん

競馬場のはなしがあったのは博交社のときなので偕行社ではなく博交社となっているのかもしれない。いずれにしても、大阪偕行社が設立されたのは、明治15年(1882)1月であり、それを主導したのは小川又次中佐であるということは興味深い。小川はのち月曜会に入会することになる。これに対して、高島は第四師団の士官に月曜会から退会することを勧告することになる。

話題を変えて、明治15年(1882)1月25日の『朝日新聞』の記事をみる。

当鎮台の司令官高嶋少将には予て日本刀を懇望せらるゝの故にや此程或方より譲受られし古刀は余程の名作にてこは是常に携帯せらるゝ洋刀に仕込るゝものなりと又聞処に依れば不日撃剣隊というを同台へ設けらゝよし

明治天皇と同様に高島も刀剣は好きなようである。高島がこの刀をサーベルにしたのかどうかはわからない。また今井兼利は刀剣の目利きもできたようである。明治21年(1888)年9月16日、今井は京都府知事北垣国道に依頼され刀剣の鑑定をしている¹³⁰⁾。

今井少将は刀剣鑑識に長ず故、左の三古刀の鑑定を乞う。

130) 塵海研究会編(2010) p.265.

高島鞆之助Ⅲ

相州貞宗作 〔彦四郎〕 本阿弥長識銷書無銘

右は金味刃紋貞宗より上品にして、正宗〔岡崎五郎〕の確証あり。其証は今井少将所持の刀を以て例とす。

筑州左作 無銘

右は五代将軍より臣下某高家に与えたる者にして、左と伝来す。然るを長義と見る者あり。今井少将は左と鑑定す。例証同上。

一文字宗吉作 金銘

右は古今同一の鑑定にして、尤も上作と云。

ところで、『朝日新聞』明治15年1月28日の記事には、高島は在京しており、「多分明日」帰阪すると報じている。他方『朝日新聞』明治15年1月29日では将官会議は1月24日に終了したので、各鎮台司令官はまもなく任地にかえるとも報じている。

同月29日、九段坂の偕行社で勅諭拝読記念会がある。有栖川宮熾仁大将以下374人が参会する。これに高島少将は欠席している¹³¹⁾。

『明治天皇紀』によると、明治15年(1882)2月、高島は将官会議のため上京したのち明治天皇に拝謁し、陪食を命じられている¹³²⁾。したがって高島は2月も東京にとどまっていたことになる。

そして明治15年(1882)2月6日、高島少将は西部監軍部長三浦梧楼中将のあと、西部監軍部長心得(高島の後任大阪鎮台司令官は山地元治少将)に任命される¹³³⁾。

西部監軍部長とはなにか。明治11年(1878)12月13日に右大臣岩倉具視名による太政官第五十二号達、監軍本部条例第4条につきのように記載されている¹³⁴⁾。

131) 中山編(1965)第5巻, p.22.

132) 宮内庁(1971)第五, pp.623-624.

133) 同書, p.625.

134) 内閣官報局(1994)第十一巻, p.525.

此三部の監軍部長は皆師団司令長官即ち中將にして有事の日に在りては旅団司令長官即ち鎮台司令長官の統括する常備現役の二旅団並其管域二軍管内の第一後備軍を統率して方面の敵衝に当るを任とす。
(略)

これからみると明治 11 年（1878）に創設された監軍本部は陸軍の軍令執行機関の中枢部である。したがって明治 18 年（1885）までの監軍は明治 20 年（1887）5 月 31 日に公布された監軍部条例による監軍とはまったく異なるものである。明治 20 年（1887）の監軍部条例第一条はつぎのようになっている。

監軍部は之を東京に置き陸軍軍隊練成の齊一を規格せしむ

監軍部には監軍ひとりがおかれ、山県有朋が初代監軍となる。あきらかに明治 20 年（1887）の監軍部は陸軍教育機関であり、明治 31 年（1898）1 月 22 日に教育総監部と改称する組織である。

明治 11 年（1878）に制定された監軍本部条例による西部監軍部長（心得）は鎮台（有事には旅団）の上位単位（有事には師団）の長であり¹³⁵⁾、陸軍教育機関ではなく陸軍軍令執行機関の最上層部のひとりである。高島が任じられた職務はこれである。

高島は西部監軍部長心得として、明治 15 年（1882）3 月 31 日、第五、第六軍管内を巡行している¹³⁶⁾。すくなくとも第十一師管営所広島・第十二師管営所丸亀、第十三師管営所熊本・第十四師管営所小倉は訪れたことと

135) 内閣官報局（1977）第十八巻-1, pp.302-303. 陸軍省編（1966）上, p.655. ただし明治 18 年 5 月 18 日の監軍本部条例・鎮台条例改正により、有事のさい営所司令官は旅団長、鎮台司令官は師団長、監軍部長は軍団長と改められている。

136) 『枢密院高等官履歴』第三巻, p.146.

おもわれる。

同年6月23日、高島は特命検閲使として明治天皇に呼ばれるが、病気のため欠席している。東部監軍部長三好重臣陸軍中將、中部監軍部長心得黒川通軌陸軍少將も特命検閲使であり、同様に明治天皇に呼ばれている。この日黒川も病気のために欠席している¹³⁷⁾。特命検閲使というのは勅命による検閲使のことをいう。

同年7月8日、高島は明治天皇から西部検閲を仰せ付けられる¹³⁸⁾。明治13年(1880)10月5日に改正された陸軍検閲条例第一条につきのように検閲を規定している。

凡そ陸軍に在て各軍管内屯駐の各種兵隊竝に要塞衛戍其他砲工方面等の諸部に於て服役の勤惰軍紀の張弛操練の精粗及び疾病健康を検閲し条例規則等実践の度を察し以て将校より下士兵卒の亥たるまで進級の順序を審にし凡て全国陸軍の情形をして壅塞凝滞の患い無らしめんが為、勅により毎年一次監軍部長を派出し各軍管内を巡回し閱視検実のことに任せしむ

検閲は監軍部長の役割であり、毎年10月1日からはじめて11月30日に終了しなければならない。このうち武官にかかわる重要な項目は武官の進級・賞罰にかかわる書類を作成し、陸軍卿に提出することである¹³⁹⁾。

この年、壬午事変で高島は活躍することになる。明治15年(1882)10月18日、明治天皇は、高島以下外務卿井上馨等の壬午事変の関係者を謁見する。高島はこのとき朝鮮に出兵した陸軍の状況を明治天皇に報告をしている。これに対する明治天皇の勅語である¹⁴⁰⁾。

137)宮内庁(1971)第五、p.724.

138)『枢密院高等官履歴』第三卷、pp.146-147.

139)内閣官報局編(1994)第十二-1、pp.270-271.

朝鮮の変局を和平に結ぶは汝等同心協力朕が旨を奉じ軍隊を率いて渡航規律厳明節制を愆らず能く其職を盡すに由る。朕之を嘉賞す。

明治16年(1883)2月1日、高島は陸軍中將となり、西部監軍部長心得から西部監軍部長になる。

同年2月における陸軍中將は13名である。就任順に並べると、山県有朋、西郷従道、黒田清隆、鳥尾小弥太、山田顕義、三浦梧楼、谷干城、大山巖、嘉彰親王、三好重臣、四条隆謨、曾我祐準、そして高島である。野津鎮雄が中將であったが、すでになくなっている。このうち鹿児島出身者は野津鎮雄を除いて4名(西郷、黒田、大山、高島)であり、山口出身者は5名(山県、鳥尾、山田、三浦、三好)である¹⁴¹⁾。このあたりに鹿児島閥、山口閥の存在をみることができる。

明治16年(1883)7月20日午前7時45分、岩倉具視は満58歳をもって、ベルツのみたてによれば食道がんのため病死する。岩倉は病状をベルツに問い、自分の死期を悟る。そのときの様子をベルツが伝えている¹⁴²⁾。

「お気の毒ですが、ご容体は今のところ絶望です。こう申し上げるのも、実は公爵、あなたがそれをはっきり望んでおられるからであり、また、あなたに確実なことを知りたいわけがあることを存じていますし、あなたが死ぬことを気にされるような方でないことも承知しているからです。」

「ありがとうございます。では、そのつもりで手配しよう。ところで、今一つあなたにお願いがある。ご存じの通り、伊藤参議がベルリンにいま

140) 宮内庁(1971)第五, pp.799-800. 杉本編(1893) pp.228-229では、日時は11月1日となっているが、これはまちがいである。

141) 金井(1981) pp.313-314.

142) ベルツ編(1979) pp.123-124.

す。新憲法をもって帰朝するはずだが、死ぬ前に是非とも遺言を伊藤に伝えておかねばならない。それで、できれば、すぐさま伊藤を召還し、次の汽船に乗りこむよう指令をだそう。しかし、その帰朝までには、まだ何週間もかかる。それまで、わしをまたさねばならないのだが、それができるでしょうね？」そして公は低い声でつけ加えた。「これは、決して自分一身の事がらではないのだ」と。

「全力を尽しましょう。」

だが、それは不可能だった。病状悪化の兆候は見るまに増大した。公はほとんど、飢え衰えるがままに任された形だった。永い、不安のいく週間かがすぎた。その時わたしは、臨終が間近なことを知った。わたしは公に、最後の時間が迫ったことを告げた。すると公は、井上参議を呼び寄せるように命じた。公は参議に、声がかれているから、側近くひざまずくように促した。その間わたしは反対側に、公から数歩はなれてうずくまり、いつでも注射のできる用意をしていた。そして終始、寸刻を死と争いながら、公は信頼する参議にその遺言を一語一語、耳うちし、ささやき、あえぎあえぎつ伝えるのであった。

こうして、疑いもなく維新日本の最も重要な人物の一人であった岩倉公は死んだ。

ベルツは明治天皇の命によって、明治16年（1883）7月10日に岩倉を診察し、以後毎日午後8時に診察している¹⁴³⁾。井上馨が岩倉に呼ばれるのは、同年7月10日である¹⁴⁴⁾。ベルツは同年6月頃から勅命により岩倉を診察していたということである¹⁴⁵⁾。岩倉が井上に言い残した内容は伝わっ

143) 宮内庁（1971）第六、p.81。ベルツは岩倉を診療したことで、のちに300円を下賜されている。同書、p.92。

144) 同書、p.86。

145) ベルツ編（1979）p.123。

ていない。

同年7月20日、岩倉具視の死去とともに、明治天皇は岩倉を国葬にふすことを命じ、宮内大輔杉孫七郎、宮内少輔香川敬三等が葬儀事務を担当することになる¹⁴⁶⁾。同年7月25日、贈太政大臣岩倉具視の国葬がとりおこわれ、半旗弔砲の礼をおこなっている¹⁴⁷⁾。国葬は岩倉具視が最初である。

明治16年(1883)7月23日に明治天皇が前右大臣従一位大勲位岩倉具視に与えた誄辞である¹⁴⁸⁾。

大節善く断し旋転の偉業を賛け純忠正を持し彌綸の宏猷を画す洵に是れ国家の棟梁寔に臣民の儀表たり況や朕幼冲にして阨に登り一に匡輔に頼る啓沃誨を納る誼師父に均し天慙遣せず曷ぞ痛悼に勝へん其れ特に太政大臣を贈る可し

さらに、岩倉は明治18年(1885)7月8日に、正一位をおくられている。そのときの詔である¹⁴⁹⁾。

贈太政大臣従一位大勲位岩倉具視匡輔功大に啓沃徳深し追慕の念年を追ひ転た切なり更に顕位をを加へ式で殊勲を彰す正一位を贈るへし

高島はもちろん岩倉を見知っていたけれども、岩倉との関係はそれほど深いものではなかったようである。明治16年(1883)、岩倉の死によって、明治はあらたな世代をリーダーとする時代となる。

146) 宮内庁(1971)第六, p.89.

147) 同書, p.90.

148) 同書, pp.89-90.

149) 近代史料研究会編(1969) p.144.

岩倉がなくなる4か月前、高島陸軍少将は明治16年（1883）4月9日に従4位を授けられている¹⁵⁰⁾。高島、満39歳の年である。さきにみたように、故野津鎮雄陸軍中将是従4位であった。

時代の求めるこれからのリーダーの一人として、高島が嘱望されている証である。

参考文献

- 『朝日新聞』明治15年1月5日、8日、11日、明治18年6月7日、明治21年11月6日。
『毎日新聞』明治15年1月5日、8日、11日、明治18年6月7日、明治21年11月6日。
荒木貞夫編（1937）『元帥上原勇作傳』上、下、元帥上原勇作傳記刊行会。
石井良助編（1982）『太政官日誌』全八巻、東京堂出版。
板倉聖宣（1983）『禁酒法と民主主義－道徳と政治と社会－』仮説社。
井上ひさし（1989）『国語元年』新潮社。
井上ひさし（2011）『花石物語』文芸春秋。
上原勇作関係文書研究会編（1976）『上原勇作関係文書』東京大学出版会。
大植四郎編著（1971）『明治過去帳』新訂、東京美術。
『大坂日報』明治14年2月20日、3月6日、3月9日、3月13日、3月15日、3月17日。
『大阪日報』明治15年1月5日、1月11日、1月18日、1月21日。
大槻文彦（2004）『言海』筑摩書房。
大野竜三（2011）『タバコとわたしたち』岩波書店。
落合莞爾（1996）「『佐伯祐三・真贋論争』の核心に迫る陸軍特務吉蘭周蔵の手記（3）」『ニューリーダー』1996年6月、はあと出版株式会社、pp.92-99。
オブリ、オクターブ編（大塚幸雄訳、1983）『ナポレオン言行録』岩波書店。
海軍歴史保存会編（1995）『日本海軍史』第1巻、第一法規出版株式会社。
貝原益軒（1961）『養生訓・和俗童子訓』石川謙校訂、岩波書店。
鹿児島県編（1979）『鹿児島県史』第三巻、鹿児島県。
家臣人名事典編纂委員会（1989）『三百藩家臣人名事典』第7巻、新人物往来社

150) 杉本編（1893）p.229.

- 霞会館華族家系大成編輯委員會編（1996）『平成新修旧華族家系大成』上・下巻，吉川弘文館。
- 「角川日本地名大辞典」編纂委員会竹内理三編（1988）『兵庫県』角川日本地名大辞典 28，角川書店。
- 金井之恭（他）（1981）『校訂明治史料顕要職務補任録』三上昭美校訂，柏書房。
- 樺山資英伝刊行会編（1942）『樺山資英伝』樺山資英伝刊行会。
- 我部政男・広瀬順皓編（1995）『国立公文書館所蔵 勅奏任官履歴原書』下巻，柏書房。
- 河村透・跡部義雄（1894）『大義名分征清譚林』上，磊々堂。
- 近代史料研究会編（1969）『明治大正昭和三代詔勅集』北望社。
- 宮内庁（1968）『明治天皇紀』第一，吉川弘文館。
- 宮内庁（1969）『明治天皇紀』第二，吉川弘文館。
- 宮内庁（1970）『明治天皇紀』第四，吉川弘文館。
- 宮内庁（1971）『明治天皇紀』第五，吉川弘文館。
- 宮内庁（1971）『明治天皇紀』第六，吉川弘文館。
- 小泉袈裟勝編著（1989）『図解単位の歴史辞典』柏書房。
- 西郷隆盛全集編纂委員会編（1978）『西郷隆盛全集』第3巻，大和書房。
- 佐橋富三郎（1880）『野津鎮雄君之略伝』東京堂。
- 『三方限名士略傳』三方限名士顕彰会，1935。
- 『衆議院議事速記録』第十四回帝国議會。
- 杉田玄白（1959）『蘭学事始』岩波書店。
- 杉本勝二郎編（1893）『華族列伝国乃礎』下，華族列伝国乃礎編輯所（霞会館，1991）。
- 塵海研究会編（2010）『北垣国道日記「塵海」』思文閣出版。
- 新修大阪市史編纂委員会編（1991）『新修大阪市史』第5巻，大阪市。
- 新村出編（1999）『広辞苑』第五版，岩波書店。
- 『樞密院高等官履歴』第一巻，明治の一，東京大学出版会，1996。
- 『樞密院高等官履歴』第三巻，大正の一，東京大学出版会，1996。
- 土屋喬雄監修（荒木昌保編）（1976）『新聞が語る明治史』第一分冊，原書房。
- 東京大学史料編纂所編（1930）『大日本古文書。幕末外国関係文書之二十』，東京大学。
- 東京大学史料編纂所編（1977）『保古飛呂比』佐佐木高行日記九，東京大学出版会。
- 東洋經濟新報社編（1975）『明治大正国勢総覧』東洋經濟新報社。

- 鳥海靖（2009）『歴代内閣・首相事典』吉川弘文館。
土肥鑑高（1981）『江戸の米屋』吉川弘文館。
内閣官報局編（1974）『法令全書』第二卷，原書房。
内閣官報局編（1974）『法令全書』第三卷，原書房。
内閣官報局編（1994）『法令全書』第五卷-2，原書房。
内閣官報局編（1988）『法令全書』第六卷-1，原書房。
内閣官報局編（1975）『法令全書』第八卷-1，原書房。
内閣官報局編（1975）『法令全書』第九卷-1，原書房。
内閣官報局編（1975）『法令全書』第十卷，原書房。
内閣官報局編（1994）『法令全書』第十一卷，原書房。
内閣官報局編（1994）『法令全書』第十二卷-1，原書房。
内閣官報局編（1976）『法令全書』第十四卷，原書房。
内閣官報局編（1976）『法令全書』第十六卷-1，原書房。
内閣官報局編（1977）『法令全書』第十八卷-1，原書房。
内閣官報局編（1978）『法令全書』第二十三卷-1，原書房。
内閣官報局編（1978）『法令全書』第二十三卷-2，原書房。
内閣官報局編（1979）『法令全書』第二十七卷-3，原書房。
内閣官報局編（1980）『法令全書』第二十九卷-2，原書房。
内閣官報局編（1981）『法令全書』第三十卷-2，原書房。
内閣官報局編（1983）『法令全書』第三十三卷-2，原書房。
内閣官報局編（1983）『法令全書』第三十三卷-7，原書房。
内閣官報局編（1989）『法令全書』第四十卷-2，原書房。
中村浩（1972）『資源と人間-発見・略奪・未来-』社会思想社。
中山泰昌編著（1965）『新聞集成明治編年史』5巻，新聞集成明治編年史頒布会。
二反長半（1977）『戦争と日本阿片史』すばる書房。
日本銀行統計局編（1999）『復刻版明治以降本邦主要経済統計』並木書房。
日本史籍協会編（1972）『薩藩出軍戦状二』東京大学出版会。
日本史籍協会編（1973）『百官履歴』1, 2，日本史籍協会叢書，東京大学出版会。
日本史籍協会編（1981）『明治史料顕要職務補任録』四，東京大学出版会。
日本史籍協会編（1983）『大久保利通文書』十，東京大学出版会。
秦郁彦編（1991）『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会。
彦根正三編（1882）『改正官員録』明治15年2月，3月，博公書院。
ベルツ，トク編（1979）『ベルツの日記』上，菅沼竜太郎訳，岩波書店。
墨提隠士（1905）『人物の食客時代』大学館。

高島鞆之助Ⅲ

- 前田蓮山（1961）『歴代内閣物語』上，時事通信社。
松本栄著（1893）『干城偉績』松本栄。
丸山義武編集者代表（1932）『私領五番隊戊辰従軍史』噲啞郡岩川町教育会。
三崎一明（2007）「高島鞆之助と大阪偕行社附属小学校」『追手門学院大学教育研究所紀第25号』，pp.65-81。
三崎一明（2011）「大阪偕行社附属小学校」『追手門学院大学教育研究所紀要』第29号，pp.55-86。
宮本直和（2000）『大阪偕行社附属小学校物語』東洋出版。
元木貞雄編（1895）『世界軍人談』卷之3，文盛堂。
有限会社平凡社地方資料センター編（1993）『和歌山県の地名』日本歴史地名大系第31巻，平凡社。
陸軍省編（1966）『明治軍事史』上，原書房。
渡辺斬鬼編（1909）『名流百話』文錦堂。

（付記）引用文について、カタカナをひらがなに改めた箇所、仮名遣いを新仮名遣いに改めた箇所、漢字を当用漢字に改めた箇所がある。また引用文にある振り仮名、返り点を省いている箇所、句読点を改めた箇所がある。

（2011年11月30日受理）